

# 展示会等出展事業助成金制度のご案内

市内事業者等が、自社製品・技術等を展示会へ出展する際に、小間代の一部を助成します。

市内事業者の販路開拓を促進し、川口市産業の振興に寄与することを目的とします。

※ 4月1日より先着順で受付。予算に達し次第、締め切りとなります。

対象者	川口市内に事業所を有する中小企業者、理事長が適当と認めた団体等で、 下記①②いずれかに該当する者 ①川口市発行の法人市民税の納税証明書を提出できる者 ②個人事業者の場合は、川口市発行の個人市民税の納税証明書等を提出できる者
対象事業	令和7年2月28日までに開催される、下記①②いずれかの要件を満たす展示会等 ①国または地方公共団体が主催または後援する展示会等 ②出展小間数が100以上の規模を有する展示会等 ※海外展示会やオンライン展示会も対象です。
対象外事業	<b>上記要件を満たしていても、以下に該当する場合は対象外です。</b> ・同一の出展で他の公的機関から出展費の助成を受ける場合 ・展示即売を目的とする出展（BtoCの展示会等） ・出展するものが、自社製品・技術等ではない場合（代理店として海外輸入品の出展等） ・出展者名と申請企業名が相違している場合など（ブランド名での出展など）
対象経費	展示会等の主催者が定めた出展料のみ（小間代、会場借上料） ※消費税は含めません。 ※早割やリピート割などが適用されている場合は、割引後の出展料が対象となります。 ※装飾代金や角小間オプション料、出展に掛かる輸送料など、すべて対象外です。
助成額	助成率：助成金対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 助成限度額：300,000円 ただし、海外展示会への出展や川口市地域貢献事業者の申請の場合は、限度額400,000円 ※最終的に予算の範囲内で理事長が決定します。
注意事項	・本助成金を受けられる回数は、1事業者1年度につき1回限りとします。 ※複数の展示会等に出展される場合も、助成金を受けられるのは1回限りです。 ・本助成金の効果検証のため、展示会終了後および年度末に実績報告が必要となります。

手続きの流れは裏面をご覧ください。

